

広島県告示第九百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年十月二十三日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号	平成二十年広島県告示第七百九十二号	所在地	広島県府中市広谷町本谷地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
観音谷川（二七〇）	土石流				